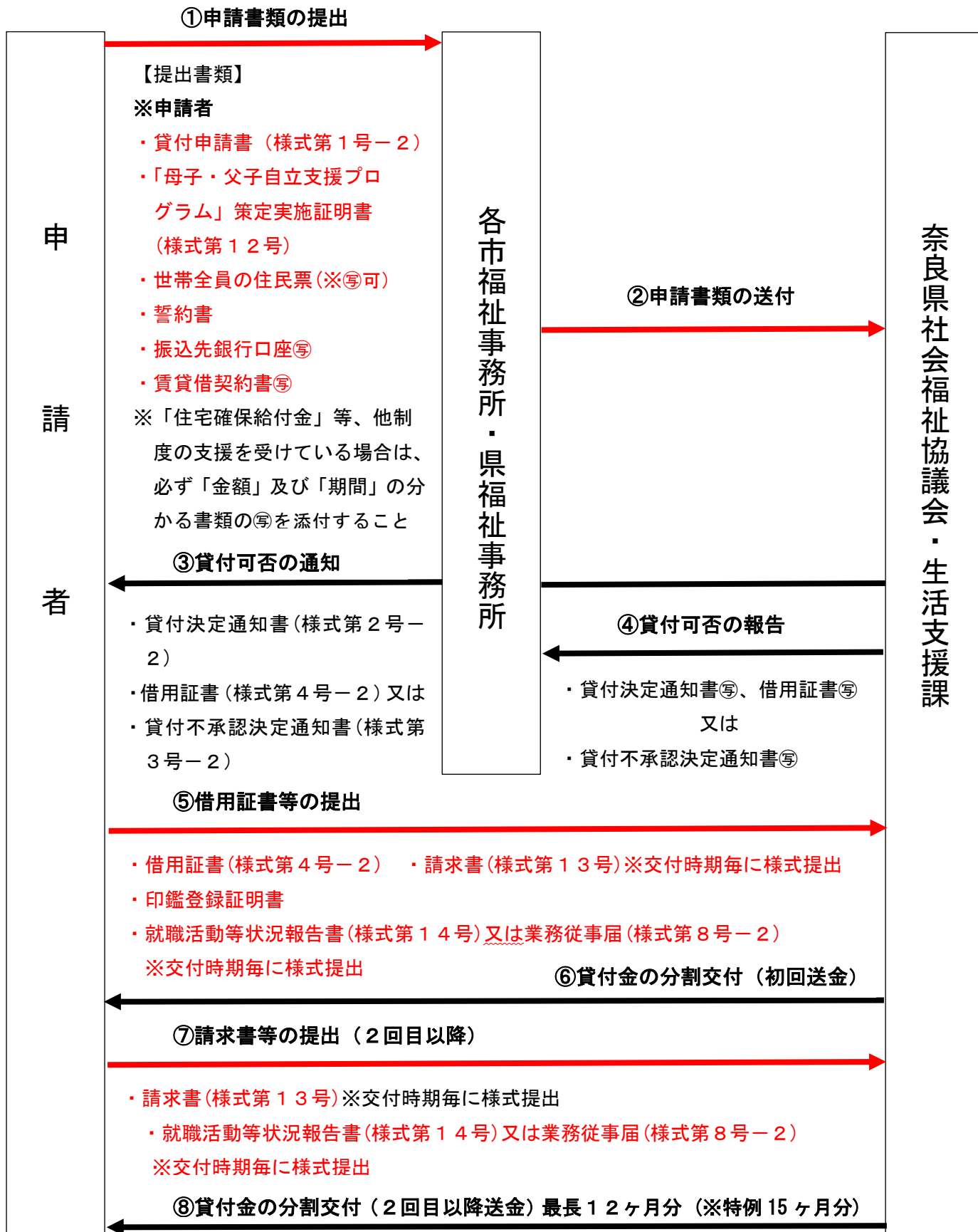


Ⅱ 住宅支援資金

～ 申請から交付までの流れ ～



Ⅱ 住宅支援資金

～ 資金交付(送金)後の基本的な手続き ～

住宅支援資金を貸付開始（分割交付）後、就職活動中の手続きは次のとおりです。

状況	手続きの内容	提出書類	提出時期
就職活動中	次回四半期分請求 就職活動報告 又は 業務従事報告(就職した者)	請求書(様式第13号) 就職活動等状況報告書 (様式第14号) 又は 業務従事届(就職時) (様式第8号-2)	3月・6月・ 9月・12月



就職後の業務従事等の報告

業務従事中	就職の届出(業務従事報告) 業務従事期間証明提出 ※職場(週20H以上勤務)を 変更した場合は、事前連絡の上、従事先変更届	業務従事届 (様式第8号-2) 業務従事期間証明書 (様式第10号-2) ※業務従事変更届 (様式第9号-2)	就職後、6ヶ月
-------	--	--	---------

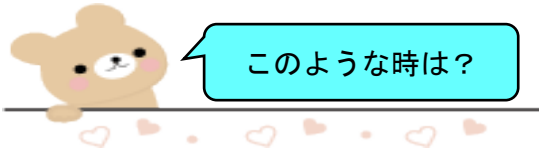
※就職活動期間(住宅支援資金貸付期間)終了後、「得別な理由」により業務に従事していない場合は、必ず、奈良県社会福祉協議会あてにご連絡をお願いします。



1年間継続従事	返還免除申請	返還免除申請書 (様式第7号-2) 従事期間証明書 (様式第10号-2)	業務従事期間が 1年に達した日 より1ヶ月以内
---------	--------	---	-------------------------------



本会が返還免除に該当すると判断したとき、返還免除となります。



このような時は？

【住所・氏名が変わったとき】

記載事項変更届（様式第5号-2）

借受人及び連帯保証人の住所、氏名、電話番号等連絡先に変更があった場合は、必ず速やかに届出てください。

【貸付を解除したいとき】

契約解除届（様式第6号）

契約解除届により契約解除の申し出が必要です。

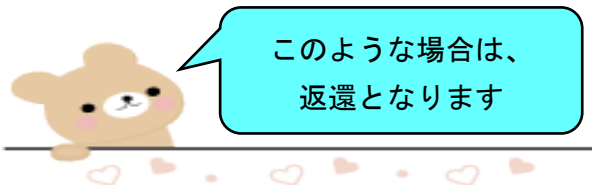
【勤務先が変わったとき】

業務従事変更届（様式第9号-2）

旧従事先より…従事期間証明書（様式第10号-2）

新従事先より…業務従事届（様式第8号-2）

※それぞれの手続きには添付書類が必要です。上記の状況に該当した場合は、ご連絡ください。



このような場合は、
返還となります

- 住宅確保給付金を受給しなくなったとき
 - 「母子・父子自立支援プログラム」支援を継続する意思が無い場合
 - 貸付を受けてから1年以内に就職しなかった場合（就業できなかった場合を含む）
 - 目標に合致した就職をしたが、1年以内に離職し再就職しなかった場合
- ※貸付終了後、1年を経過した時より返還開始となります。

必要に応じてダウンロードのうえご使用ください。

